

障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と
厚生労働省が合意に至るまでの経緯について

○ 平成20年10月31日

障害者自立支援法において、障害者がサービスを利用する際に原則1割負担をさせる制度（応益負担（定率負担））は、「法の下での平等」や「生存権の保障」を定めた憲法に違反するとして、東京や大阪などの障害者29名が、国や自治体に負担の免除などを求めて全国8地裁に一斉提訴した（その後、追加提訴がされ、現時点で原告の数は14地裁71名となっている。）。

○ 平成21年10月6日

各地裁に猶予を頂いた上で、厚生労働省山井政務官より、原告団・弁護団に対して話し合いを申し入れる。

○ 平成21年10月22日

原告団・弁護団より、厚生労働省との話し合いに応じる旨が示される。

○ この後、山井政務官の要請を受け、与党三党の議員で構成された「障害者自立支援法改革調整会議」と、原告団・弁護団とで調整を開始し、基本合意文書（案）の作成を行った。

※ 「障害者自立支援法改革調整会議」について

① 会議の構成員

- ・ 民主党 谷議員、園田議員、石毛議員、中根議員、金子議員
- ・ 社民党 近藤議員
- ・ 国民新党 森田議員

② 開催日

11月16日、12月10日、12月22日、12月29日の計4回で話し合いを実施。

○ 平成21年12月16日

また、改革調整会議の谷議員等の立ち会いの中で、原告団・弁護団と山井政務官の協議が行われた。